

問 新たな給付制度の概要を問う。

(答)

- 本法案は、平成29年度以降に採用予定の司法修習生に対し、修習に専念することを確保するための資金の一部として修習給付金を支給する制度を創設すること等を内容とするもの。
- 具体的な支給金額については、最終的には最高裁判所規則において定められることになるが、現在のところ、法曹三者で確認したところによれば、
 - ・ 基本給付金として、全ての司法修習生に対して一律月額13.5万円を支給するほか
 - ・ 司法修習生が住宅を借り受け、家賃を支払っている場合には、住居給付金として月額3.5万円
 - ・ 司法修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合には、その移転につき移転給付金として国家公務員の旅費法の移転料に準拠した金額を併せて支給することを予定している。
- また、現在実施されている貸与制については、貸与額を見直した上で新たな給付制度と併存することとしている。

問 新たな給付制度を創設する理由は何か。

(答)

〔制度の概要〕

- 本法案は、平成29年度以降に採用予定の司法修習生に対して修習給付金を支給する制度を創設すること等を内容とするもの。

〔法曹志望者の大幅な減少等〕

- 司法試験合格者数の年間3,000人目標が撤回されるなど、貸与制移行当時の状況からの大きな変化が認められるほか、法曹志望者数についても、法科大学院志願者数が平成16年当時は7万2,800人であったのが、平成28年は8,274人となる等、大幅に減少している。
- 法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくためにも法曹志望者の確保は喫緊の課題である。平成28年6月の骨太の方針においても「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化…を推進する」ことが求められている。
- 現に、（昨年9月に文部科学省と共同で実施した）法学部生に対するアンケートにおいても、法曹志望者が抱えている不安として「貸与制の下で給与の支給を受けられない」ことが「司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない」、「他の進路（例えば、国家公務員、民間企業や研究職等）にも魅力を感じている」等に次いで上位に挙げられている。

〔制度創設の理由〕

- これを受け、法曹人材確保の充実強化の推進を図るとともに、司法修習の実効性の一層の確保を図るため、修習給付金の支給等を内容とする新たな制度を創設することとしたものである。

問 修習給付金のうち、基本給付金の支給要件は何か、また、その支給金額を月額13.5万円とする理由を問う。

(答)

〔概要〕

- 本法案は、平成29年度以降に採用される予定の司法修習生に対し、修習に専念することを確保するための資金の一部として修習給付金を支給する制度を創設すること等を内容とするもの。
- 修習給付金については、司法修習生に一律に支給される基本給付金のほか、司法修習生が住宅を借り受け、家賃を支払っている場合に支給される住居給付金、司法修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転につき支給される移転給付金からなる。

〔支給要件〕

- このように、基本給付金については支給要件を設けることは予定しておらず、司法修習生に一律に支給することとしている。

〔支給金額〕

- 支給金額については（最終的には最高裁判所規則において定められることになるが、）現在のところ、法曹三者で確認したところによれば、月額13.5万円を支給することを予定している。
- このような基本給付金の支給金額については、「法曹人材確保の充実・強化の推進」等を図るという制度の導入理由のほか、修習中に要する生活費や学資金等の司法修習生の生活実態その他の諸般の事情を総合考慮して決定したものであり、合理性があるものと考えている。

問 修習給付金のうち、住居給付金及び移転給付金の支給要件は何か、また、その金額はいくらになるのか。

(答)

〔概要〕

- 本法案は、平成29年度以降に採用される予定の司法修習生に対して修習に専念することを確保するための資金の一部として修習給付金を支給する制度を創設すること等を内容とするもの。

〔支給要件〕

- 修習給付金については、司法修習生に一律に支給される基本給付金のほか、司法修習生が住宅を借り受け、家賃を支払っている場合に支給される住居給付金、司法修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転につき支給される移転給付金からなる。

〔支給金額〕

- 具体的な支給金額については（最終的には最高裁判所規則において定められることになるが）、現在のところ、法曹三者で確認したところによれば、
 - ・ 住居給付金については月額3.5万円
 - ・ 移転給付金については国家公務員の旅費法の移転料に準拠した金額を支給することを予定している。

問 修習給付金のうちの基本給付金につき全ての司法修習生を支給対象とする理由を問う。

(答)

〔制度の概要〕

- 本法案は、平成29年度以降に採用される予定の司法修習生に対して修習給付金を支給する制度を創設すること等を内容とするもの。

〔所見〕

- 修習給付金を支給する制度の創設は、法曹志望者数が大幅に減少している中で平成28年6月の骨太の方針を受け、法曹人材確保の充実強化の推進を図ることを目的としているほか、本法案が可決成立した場合に導入される予定の司法修習生の懲戒に関する規定の整備とともに、司法修習の実効性の一層の確保を図ることを目的としている。
- そして、全ての司法修習生は、裁判所法上、修習専念義務を負い、兼業が原則として禁止されており、その経済的事情にかかわらず、生活の基盤を確保して修習専念義務を担保し、修習の実効性を確保すべき点に違いはない。
- そこで、修習専念義務を担保するための資金の一部として支給される修習給付金の基本となる基本給付金については、全ての司法修習生を支給対象としたものである。

問 給付制度の導入後、貸与金である修習専念資金の金額はどうか。

(答)

〔現行の貸与額〕

- 現行の貸与制では、司法修習生の希望者に対し、修習に専念することを確保するための資金として修習資金を貸与することとしており、具体的な貸与額については、最高裁判所規則により、
 - ・ 基本額として、月額 23 万円
 - ・ 基本額未満の額の貸与を希望する場合には月額 18 万円
 - ・ 扶養家族があるか、住居を賃借している場合には月額 25.5 万円
 - ・ 扶養家族があり、かつ、住居を賃借している場合には月額 28 万円とされているものと承知。

〔新制度下における貸与額〕

- 本法案では、法曹人材確保の充実強化の推進等を図るため、修習に専念することを確保するための資金の一部として修習給付金を支給する制度を創設するとともに、貸与制については貸与金である修習専念資金の金額を見直した上でこれと併存することとしている。
- その具体的な金額について（最終的には最高裁判所が定めることになるが、）現在、最高裁判所と協議しているところによれば、
 - ・ 月額 10 万円程度を基本的な貸与額とし、
 - ・ 扶養家族がある者については、2.5 万円を加算することを予定している。

問 新たな懲戒的措置である修習の停止と戒告は、どのような内容の処分か。また、このような新たな懲戒的措置を設ける理由は何か。

(答)

〔新たな懲戒的措置の内容〕

- 本法案では、司法修習生の懲戒に関する規定を整備し、現行法の「罷免」以外に新たな懲戒的措置として「修習の停止」及び「戒告」の処分を設けることとしている。
 - ・ 「修習の停止」とは、司法修習生の身分は保有するが、最高裁判所が定める一定期間修習をさせない処分
 - ・ 「戒告」とは、司法修習生の責任を確認し、及びその将来を戒める処分をいう。

〔新たな懲戒的措置を設ける理由〕

- 現在、「罷免」以外の懲戒的措置は認められておらず、司法修習生につき司法修習生としてふさわしくはないが、「罷免」することが適当とまではいい難い非行があった場合には懲戒的措置を課すことができず、司法研修所長又は配属庁会の長らが注意や指導をするにとどまっているところ、懲戒的措置として「罷免」以外の処分を設けることによって実効的かつ柔軟に司法修習生の規律確保を行うための方策が必要となっている。

特に、修習給付金制度の創設に伴い、司法修習の確実な履践を担保することがより一層求められていることから、司法修習生に対する懲戒的措置として「罷免」以外の懲戒的措置を新たに設けることで、司法修習生に課せられる規律を明確化する必要が生じている。

そこで、司法修習の確実な履践を担保するため、司法修習生に対する懲戒的措置について、「罷免」に加え「修習の停止」及び「戒告」の処分を設けることとしている。

問 昨年１２月の法曹三者確認の内容である、司法修習を終えた者による修習の成果の社会還元を推進するための手当てが法案に盛り込まれていないのはなぜか。

(答)

- 昨年１２月の法曹三者確認では、修習給付金を支給する制度の創設等とともに「司法修習を終えた者による修習の成果の社会還元を推進するための手当てを行う」ことが確認された。
- 三者確認にある「修習の成果の社会還元を推進するための手当て」としては、公務に従事することになる裁判官及び検察官以外の弁護士について問題となる。

この点については、これまでの法務省と日本弁護士連合会との協議の結果、日本弁護士連合会の新たに定めるガイドライン、モデルプラン等において、新たな経済的支援を受けて司法修習を終えた弁護士につき、経済的・社会的弱者に対する各種の法的支援、司法過疎地域への法的サービス等に従事することを推進する方策を講じることが予定されていると承知しており、その確実な実施が見込まれるため、法案には盛り込むことはしていない。